

令和5年度

中小企業等外国出願 支援事業補助金 公募のご案内



公益財団法人滋賀県産業支援プラザでは、知的財産権を活用して外国への事業展開等を計画している県内中小企業者等を支援するため、外国出願支援事業補助金の二次公募を実施します。

【受付期間】 令和5年7月3日(月)～令和5年8月4日(金) 必着

補助 金額

- (1) 補助率 1/2以内
- (2) 1企業に対する補助金総額 300万円以内(消費税等を除く)
- (3) 1出願に対する補助金額
 - ・特許出願 150万円以内/件(消費税等を除く)
 - ・実用新案、意匠または商標登録出願 60万円以内/件(消費税等を除く)
 - ・冒認対策商標 30万円以内/件(消費税等を除く)

1

補助対象者

- (1) 滋賀県内に事業所を有する中小企業者等(個人事業者、事業協同組合、商工会、商工会議所、NPO法人含む)。
- (2) 知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること。
- (3) 本補助金の交付を受ける外国特許庁への出願と、外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の出願人名義が同一である中小企業者等。
- (4) 滋賀県産業支援プラザへの書類提出について、外国特許庁への出願業務を依頼する選任代理人の協力が得られること、または同等の書類を提出できる中小企業者等。
- (5) 事業完了後5年間の状況調査(フォローアップ調査、ヒアリング等)に協力することができる中小企業者等。

2

対象出願要件

- (1) 特許、実用新案、意匠、商標及び冒認対策商標の外国特許庁への出願。
- (2) 申請書提出時点において、既に日本国特許庁に行っている出願(PCT国際出願含む)であって、以下のいずれかに該当する方法により、外国特許庁に同一内容の出願を行う予定であること。
 - ・パリ条約等に基づき、優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法。(商標出願を除く)
 - ・特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法。(PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法)(ダイレクトPCT出願の場合、PCT国際出願時に日本国を指定契約国に含み、国内移行する案件に限る)
 - ・ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法。
 - ・マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法。
- (3) 国内の先行技術調査等からみて外国での権利取得の可能性があると判断される出願。
- (4) 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等、あるいは助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認商標対策の意思を有している中小企業者等の出願。
- (5) 外国出願完了後、令和6年1月31日までに実績報告書が提出できること。

応募要領は
ウラ面へ
つづきます。



令和5年度 中小企業等外国出願支援事業補助金二次公募のご案内

3

補助対象経費

- (1) 外国特許庁への出願手数料(外国特許庁への出願に要する経費)
- (2) 現地代理人費用(外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費)
- (3) 国内代理人費用(外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費)
- (4) 翻訳費用(外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費)

4

申請手続き

- (1) 申請に必要な書類
 - ・「申請書等記入書式」の交付申請書(様式第1-1、様式第1-2)及び指定の添付書類(申請書及び添付書類は返却しませんので、ご了承下さい。添付書類は原則A4サイズ。)
- (2) 申請書類の提出受付
 - ・受付期間: 令和5年7月3日(月)～令和5年8月4日(金) 必着
 - ・提出方法: 下記窓口で郵送、メール、補助金申請システム「JGrants」で受付(但し、交付申請書及び添付書類はJGrantsで提出できないため、別途郵送あるいはメールにて受付期間内に送付をお願いします)

※申請をお考えの企業様は、事前に窓口までご連絡ください。

5

審査・採択と通知

- (1) 滋賀県産業支援プラザに設置される選考委員会において、一次審査(申請書類の審査)及び二次審査(中小企業者によるプレゼンと質疑応答)を実施し、採択決定。
- (2) 公益財団法人滋賀県産業支援プラザから採択結果を文書で通知。
- (3) なお、「公募要領」第6条3項に規定されているように、採択された場合には、採択決定事業者の名称、所在地、及び交付の決定を受けた出願種別などについて、プラザのホームページで公表されます。また、必要に応じて採択決定事業者の交付決定金額や採択件数についても公表する可能性があります。
- (4) 採択決定後、採択者に対して説明会を実施する予定です。

6

公募要領及び申請書記入

下記、滋賀県産業支援プラザHPよりダウンロードしてください。

➤ <https://www.shigaplaza.or.jp/hojokin-keiei-230703-0804/>

7

申請書提出及び問合せ先

公益財団法人滋賀県産業支援プラザ
経営支援部 経営相談室 矢田、谷口
〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 2階
TEL : 077-511-1413 FAX : 077-511-1418
E-mail : keiei@shigaplaza.or.jp



公益財団法人
滋賀県産業支援プラザ
私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています



●電車をご利用の場合

最寄駅: 京阪石場駅から徒歩3分
JR膳所駅、京阪膳所駅から徒歩15分

●バスをご利用の場合

最寄バス停: 「商工会議所前」
JR大津駅から京阪バス、
近江鉄道バスで約5分、
京阪びわ湖浜大津駅から京阪バス、
近江鉄道バスで約10分

●車をご利用の場合

名神高速大津ICより約5分